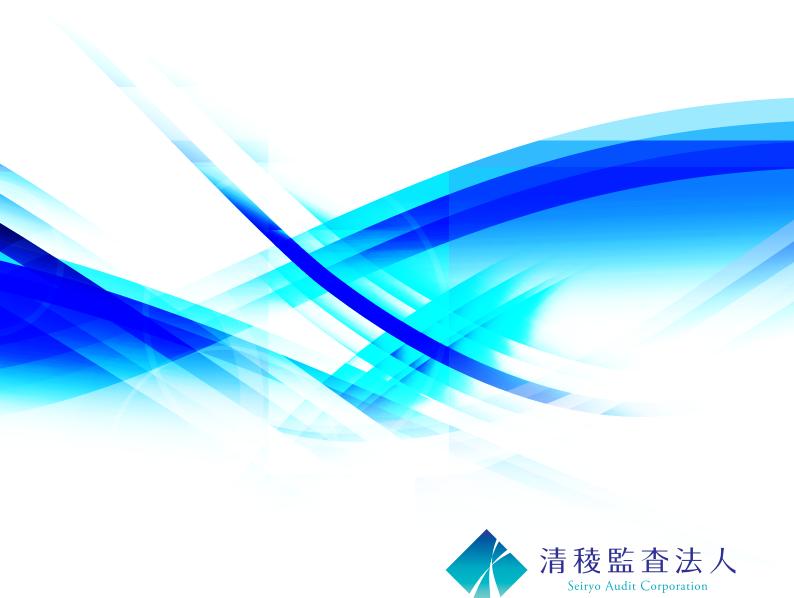
# 監査品質に関する報告書

Transparency Report

2024



# **INDEX**

1	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	2
	<ol> <li>1.1 代表メッセージ</li> <li>1.2 清稜監査法人の目指すところ_行動指針</li> <li>1.3 事務所概要</li> <li>1.3.1 事務所案内</li> <li>1.3.2 関与先(2024年8月31日現在)</li> </ol>	
2	経営管理の状況等	6
	2.1.1 品質管理委員長からのメッセージ         2.1.2 職業倫理と独立性         2.1.3 審査体制等         2.1.4 通報制度の利用         2.1.5 定期的検証         2.1.6 外部レビュー等の状況         2.2 組織ガバナンス基盤         2.3 人的基盤         2.3.1 採用方針         2.3.2 教育訓練         2.3.3 人事評価         2.4 IT基盤         2.4.1 監査調書の電子化及びITの活用         2.4.2 情報セキュリティ対策         2.5 財務基盤         2.6 国際対応基盤	
3	非営利監査業務	16
4	監査法人のガバナンス・コードの適用状況	18



# 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

# 1.1 代表メッセージ

2008年の会長就任時より、「Quality and Communication」を経営理念として掲げています。

Quality、すなわち監査品質は私どもの法人の存続及び成長の最も大切な基盤です。 監査業務の品質を重視する風土を醸成し、全ての監査業務において監査業務の品質 を保持するための要求事項が当監査法人の運営方針において優先するとしています。 高い専門性を維持し、高品質な監査サービスを提供しつづけることで、クライアント や社会からの信頼が得られ、当監査法人自体の安定と持続的な成長につなげることが できます。また、クライアントに対しては監査の過程でビジネス理解を深め、気づい



た経営上、業務上の課題について、積極的にコミュニケーションを図ることで、健全な経営の実現をサポートしています。これにより、クライアントとの長期的な信頼関係を築いています。さらに社会に対しては、財務情報の信頼性を担保することにより、監査法人としての社会的責任を果たし、経済的社会の持続可能な発展に寄与していきたいと考えています。

そして、Communication、私たちは、監査の品質を支える最も重要な要素の一つがコミュニケーションであると考えています。監査責任者自らクライアントに往査し、経営者や管理者との十分なコミュニケーションを図ることによってクライアントに対する理解が深まり信頼関係も生まれます。また、監査チーム内のコミュニケーションによって、監査チーム内の風通しがよくなり、チームメンバー相互で理解が深まり、信頼関係が生まれ、組織的監査の有効性が高まります。加えて、法人内においても、専門的な見解の問合せの仕組みの活用等を通じて、意見交換や協議を行う風土を醸成し、または経験の共有を通じて、法人としてより適切な対応が図られ、品質レベル向上が図られると考えています。

当監査法人はもともと学校法人等の非営利法人の監査を中心とした監査法人として1987年に設立されました。しかし、監査先が特定領域に集中するリスクの分散を図る必要があったこと、比較的若手の会計士にとっても魅力のある監査法人にしたいということから企業監査も受嘱するようになり、当2024年8月期においては、非営利監査と企業監査が相半ばとなっています。非営利監査は、個々のクライアントは小規模ですが、監査責任者が常時、監査現場に往査して学園運営者と向き合い、監査現場を自らリードすることを当然とする法人の風土が出来上がっていたこと、また、非営利と企業監査のバランスを保つことでリスクを分散し、財務的基盤を強固にし安定的な運営に役立っています。

また、法人の運営方針として全員参画経営を掲げています。すなわち、社員も職員も全員が監査業務以外の法人運営にかかわる役割を担うことによって、法人構成員の全員が経営に少しでも関心を持ち、法人への帰属意識や、仕事のやりがいを見出せるような組織を目指しています。法人メンバーの全員が、やりがいをもって、業務に打ち込める基盤づくりこそが経営の役割と考えており、法人規模の拡大のみを追及することはなく、法人リソースに見合った業務の受嘱を行う等、品質を担保できる経営を行うことを意識しており、その考え方は常務会、社員会その他の所内会合等で、構成メンバーに伝達しています。

代表社員 会長 石井 和也

# 1.2 清稜監査法人の目指すところ 行動指針

# 経営理念

# Quality and Communication

#### ●清稜監査法人が重視する4つの指針

当監査法人では、監査責任者自らが現場に往査し、クライアントのビジネスを深く理解するとともに、画一的な監査に陥らないよう一人一人の公認会計士がクライアントと一対一で向かい合うことにより、コミュニケーションを重視した監査を実施しています。

#### ・クライアントとの対話を重視する

当監査法人では、基本理念及び経営理念に掲げているとおり、監査品質の確保のために、コミュニケーションを重視しています。クライアントに対しては、経営課題と、そこから生じる監査及び会計上の検討事項に適切に対処するために、監査責任者が率先してクライアントとの信頼関係を構築し、対話を重ねることが大切という価値観を共有しています。また、法人内でも、当監査法人の構成員が会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う風土の醸成に努めています。

#### ・高い専門性を有する充実した人材と監査チーム体制

気候変動や自然災害、少子高齢化、ビジネスのグローバル化など社会の変化が加速する経営環境において監査の社会的使命を全うするためには、監査及び会計の知識を保持することは当然の前提条件であり、既有の知識や能力をいかに活用するかのみならず、社会の変化をいち早く察知し課題を認識する必要があると考えます。当監査法人では相当年数の監査実務年数を通じて蓄積された多様な業界の知見を有する人材で監査チームを構成しています。また、継続的監査の制限(ローテーションルール)を順守しつつ同一メンバーの継続による監査業務の提供を通じてクライアントに対する知見と信頼を構築します。なお、各職位別の監査実務経験年数の平均は下表のとおりです。

	区 分	2024年8月期末
	社員	18.4年
公認会計士登録後の監査実務経験年数	常勤職員	11.1年
	非常勤職員	13.1年

#### ・品質管理への取組み

当監査法人では、品質管理システムの構成要素(ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、監査事務所の業務運営に関する資源、情報と伝達、監査事務所間の引継)毎に品質目標を設定し、関連するプロセスのオーナーとなる会議体・委員会・グループを特定しています。その各プロセスオーナーが品質リスクの識別と各リスク対応策の適合性等を確認し、定期的に更新する態勢を整備しています。

# ・全員参画経営への取組み

当監査法人では、社員会・常務会の下に業務委員会、総務委員会、品質管理委員会、品質推進協議会、監査実施者評価委員会を設け、さらに品質管理員会には、審査グループ、日常的モニタリンググループ、調書管理グループ、定期的検証グループ、情報セキュリティグループを設け、全社員、常勤職員がいずれかの委員会もしくはグループに所属することによって、経営に参画する自覚を持ち取り組んでいます。

# 1.3 事務所概要

# 1.3.1 事務所案内

代表社員 会長	石井 和也			
	〒541-0053			
本部 大阪事務所	大阪府大阪市中央区本町1丁目6-16 いちご堺筋本町ビル8階			
	TEL 06-6121-2247 FAX 06-6121-2248			
	〒103-0013			
東京事務所	東京都中央区日本橋人形町1丁目19番2号(TMビル5F)			
	TEL 03-5614-0555 FAX 03-5614-0556			
	1987年 5 月 堺市で法人設立、同時に東京事務所を開設			
	2008年8月 代表社員石井が会長に就任する			
沿革	2009年7月 本部事務所を大阪市中央区に、東京事務所を千葉市に移転			
	2012年2月 東京事務所を東京都中央区に移転			
	2024年 3 月 上場会社等監査人登録			
出資金	31,500千円			
人員数	構成員 代表社員・社員 21人			
	公認会計士 4人			
	その他の監査実施者 4人			
	非常勤職員 63人			
	その他職員 3人			
	合計 95人(2024年8月末日現在)			

# 企業監査と非営利監査専従者の内訳

	企業監査従事者 **1	非営利監査専従者	合 計※2
社員	17	4	21
公認会計士	4	0	4
その他専門要員	4	0	4
非常勤職員	22	41	63
合計	47	45	92

- ※1 非営利監査にも一部従事しています。
- ※2 その他職員を除いております。

# 1.3.2 関与先(2024年8月31日現在)

2024年8月31日現在における当監査法人の主なクライアントは以下のとおりです。 金融商品取引法及び会社法監査等(証券コード順)

### 林兼産業株式会社

テイカ株式会社

松本油脂製薬株式会社

日華化学株式会社

イサム塗料株式会社

株式会社ニッカトー

株式会社加地テック

株式会社カネミツ

株式会社シマノ

株式会社PLANT

前田工繊株式会社

株式会社誠建設工業

旭精工株式会社

株式会社ミモナ (注)

小野谷機工株式会社 (注)

(注) TOKYO PRO Marketに上場しています。

# 【その他の関与先数】

会社法監査 … 5社

任意監査(企業、IPO) ··· 4社

私学振興助成法監查 … 306法人

非営利法人法定監查 … 4法人

非営利法人任意監查 … 156法人



# 2.1 品質管理基盤

#### 2.1.1 品質管理委員長からのメッセージ

当監査法人は、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されることから、これを具現化するための品質管理を行っています。

当監査法人では、全社員、常勤職員が一つ又は二つの委員会もしくはグループに所属することによって、全員が経営に参画しているという自覚を持てるようにする運営方針です。監査事務所の社員及び職員が各持ち場の品質管理システムの改善に主体的に取り組むという全員参画型の組織的な改善活動を通じて、監査業務の品質を重視する風土を醸成していくことにつながると考えています。



また、当監査法人では、監査の様々な局面で常にコミュニケーションを重視しています。クライアントに対しては、経営課題と、そこから生じる監査及び会計上の検討事項に適切に対処するために、監査責任者が率先してクライアントとの信頼関係を構築し、対話を重ねることが大切という価値観を共有しており、また、当監査法人内でも、当監査法人の構成員が会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う風土の醸成に努めています。

一方で、品質管理委員会の人員構成は、下表のとおり、企業・非営利・共通で構成されています。企業・非営利のそれぞれの監査品質を維持するため、各社員・職員の専門知識、キャリアを踏まえ、役割分担を行っています。

改訂後の監査の品質管理基準のもと、品質管理システムの各構成要素に品質目標を設定し、関連するプロセスのオーナーとなる会議体・委員会・グループを特定し、その各プロセスオーナーが品質リスクの識別と各リスク対応策の適合性等を確認し、定期的に更新する体制を整備し運用を開始しています。上記の全員参画経営、コミュニケーション重視といった当監査法人の運営方針にそって、品質管理マネジメントサイクルを円滑に遂行できる態勢を目指しています。

	企	業	非許	営利	共	通	合	計
	社員	職員	社員	職員	社員	職員	社員	職員
品質管理委員会	4	1	3	1	4	5	11	7

#### 2

#### 2.1.2 職業倫理と独立性

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理規則等の遵守を社員及び職員(非常勤含む)に求めています。全ての監査責任者は、監査業務の専門職員が当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、職員(非常勤含む)が職業倫理を遵守していることを確認しています。

当監査法人は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・倫理規則実務ガイダンス」等を反映した独立性保持のための方針及び手続を定めています。また、当監査法人、社員及び職員(非常勤含む)が、当該独立性保持のための方針及び手続を遵守していることを確認するために、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。なお、当該確認書の回答率は100%であり、違反件数はゼロとなっています。(2024年8月末時点)

また、被監査会社に対する当監査法人、社員及び職員(非常勤含む)の独立性は、当監査法人が提供する全ての業務で担保されるべきものであります。全ての業務の契約締結に当たっては、事前に監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規程に照らして業務受嘱の可否の判断を行うとともに、当該業務受嘱の可否につき常務会において判断しています。また、当監査法人では、監査業務が業務全体の大部分を占めており、非監査業務は極めて限定的であり、積極的には受嘱しない方針としています。被監査会社に対して非監査業務を提供する際には、当該監査チームからの申請に基づき、常務会において受注の可否を関連する倫理規則等に照らして慎重に判断しています。なお、当監査法人における非監査業務は限定的ですが、コンサルティング業務や調査業務には若い人を中心に知見や経験を獲得する機会を提供しています。

当監査法人の構成員の兼業、副業については、社員については、運営規則により利益相反取引を厳しく制限しています。常勤職員については、原則、兼業・副業を認めていません。また、非常勤職員については、契約書により利害関係のあるクライアントにはアサインできないことになっています。

当監査法人の社員は、被監査会社への関与年数につき制限を設けています。当該制限は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・倫理規則実務ガイダンス」等を反映したものです。大会社等、一定規模以上の被監査会社を担当する業務執行社員は、最長関与期間を7年(インターバル期間2年)としています。なお、大会社等の筆頭業務執行社員については、公認会計士法の規定に基づき、最長関与期間を7年(インターバル期間5年)としています。

### 2.1.3 審査体制等

当監査法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を 客観的に評価するために、以下のとおり監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施しています。

当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としています。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は審査において不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を必要に応じて追加で選任します。

専門的な見解の問合せについては品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインに規定しており、会計監査に係る事項は、品質推進協議会、会計監査以外に係る事項は、一次問合せ先は品質推進協議会とし、各案件の内容や状況に応じ法人外部を含む適切な問合せ先に照会するものとしています。また、品質管理規程ガイドラインにおいて専門的な問合せの実施が必須となる具体的事案を含む、専門的問合せの実施に関する方針及び手続を定めており、それらに基づき運用を行っています。

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査 担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を品質管理規程に定めており、監査報告書は、 監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

また、当監査法人は、品質管理規程に不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、当監査法人内外から もたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するようにしております。

#### 2.1.4 通報制度の利用

当監査法人は、業務の品質向上を図る一環として、社員・職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを品質管理規程によって定めており、当監査法人の内外からもたらされる情報に適切に対処するため、通報又は情報提供のための通報窓口を設置しています。この通報窓口は、品質管理委員長及び外部の法律事務所に同時に届きます。品質管理委員会は、通報された事項について常務会に報告するとともに、通報された事項に関する事実関係の調査を行います。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、当該規程に従い是正措置・社内処分が実施されることになっています。また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないよう、通報者等の保護についても規定しています。

### 2.1.5 定期的検証

検証サイクルを3年とし、当該期間において一人の業務執行社員に対して少なくとも1件の監査業務を検証対象として選定しています。その他、前年度検証のフォローアップ及び日本公認会計士協会(JICPA)レビュー結果のフォロー(該当年度のみ)を実施しています。最近2年間の実施状況は下表のとおりです。

	2023	年度	2024	年度
	企業監査	非営利監査	企業監査	非営利監査
対象業務数	13	468	13	466
検証対象業務数	3	15	3	8
実施割合	23.1%	3.2%	23.1%	1.7%
内、重要な不備事項がなかった監査業務の割合	100%	100%	100%	100%

### 2.1.6 外部レビュー等の状況

#### ●JICPAによる品質管理レビュー制度

日本公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビューは、原則として3年に一度実施され、監査事務所が行う監査の品質管理状況等について通常レビューが行われます。また、日本公認会計士協会の品質管理委員会が必要と認めた場合には、監査事務所の品質管理体制、監査実施状況等について特別レビューが実施されます。品質管理レビューの結果に対して、必要に応じ措置が決定されます。措置の種類には、注意、厳重注意、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告があります。当監査法人の過去の品質管理レビューの結果は下表のとおりです。

### 日本公認会計協会 (JICPA) による品質管理レビュー結果

	前回(特別レビュー)	今回(通常レビュー)
直近の品質管理レビュー報告書及	2020年12月21日	2022年11月17日
び改善勧告書の日付		
フォローアップ・レビュー報告書	_	_
の日付		
品質管理レビューの実施結果	重要な不備事項のない実施結果	同左

#### ●CPAAOBによる検査制度

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。JICPAにおいて品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。当監査法人は、過去CPAAOBの検査を受けていません。

# 2.2 組織ガバナンス基盤

当監査法人は、監査責任者全員が 無限責任社員としてその相互監視・相互牽制により業務運営の適正化をはかる法人運営形態を基本としています。また、各構成員がそれぞれ役割と責任を主体的に引き受ける全員参画経営を志向しており、これを具現するために、経営機関として、会長の下には、常務会が設置され、常務会の下に業務委員会、総務委員会、品質推進協議会、監査実施者評価委員会、また、会長の直属機関として品質管理委員会があり、職員を含む構成員全員が、これらの一つ又は二つの委員会に属するようにしています。さらに、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、経営評価委員会を設置し、経営評価委員会規程にその役割を定めています。

常務会は会長の下で実効的な経営機関として位置し、社員会に提出する議案の審議や、社員会決議事項に基づく業務運営に関する事項、その他法人の運営規則に従って行う個別事項の審議を行っています。また、監査品質に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者からの報告に基づき、品質管理委員会による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て常務会、必要な場合に社員会で対応が協議され、法人として迅速かつ適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。

個々の監査業務は、監査責任者である業務執行社員と、補助者で監査チームを構成します。当監査法人では監査責任者自らが現場に往査し、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることによって、被監査会社のビジネスを理解して監査上の留意点を把握するように取り組みます。このような業務執行社員リードの監査現場が、清稜監査法人の監査業務の特色になっています。

清稜監査法人では、監査の品質を一定以上に保つため業務委員会が監査マニュアルの整備や研修会の開催、パートナーローテーション原案の作成等、監査業務遂行のための基盤整備を担い、品質管理委員会は、品質管理システムが適切に整備・運用されていることを日常的或いは定期的に監視する役割を担っています。また、業務委員会と品質管理委員会が連携して監査品質の向上に資する具体的施策の企画・実施を行う機関として、品質推進協議会を設置しています。

社員会の開催回数 2023年9月1日~2024年8月31日	6 回
常務会の開催回数 2023年9月1日~2024年8月31日	13回

# 常務会メンバー

	石井 和也	代表社員·会長	加賀谷 剛	代表社員·副会長·総務委員長
,	舩越 啓仁	代表社員·業務委員長	宮本 茂	代表社員·東京事務所長
	岸田 忠郎	代表社員·品質管理委員長		

# 経営評価委員会メンバー

小田 利昭 代表社員·経営評価委員長	木村圭二郎 経営評価委員・弁護士
--------------------	------------------

### 独立性を有する第三者

当監査法人のパートナーに加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士(外部有識者)も社員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割を整備しています。適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に社員会の議題及び資料を提出しています。



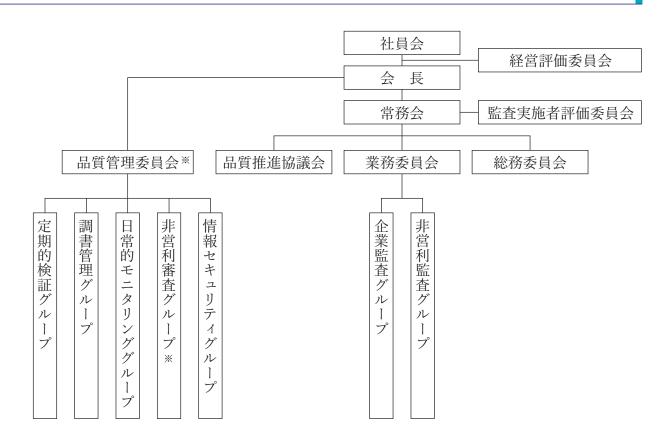
(外部有識者) 木村圭二郎

大阪弁護士会所属弁護士(1987年登録) ニューヨーク州弁護士登録(1994年登録) 1998年共栄法律事務所 共同設立 2011年より代表パートナー(現任)

#### 【取扱分野】

企業法務(一般企業法務、コーポレートガバナンス、M&A等)、事業再生・企業倒産、 知的財産権、渉外法務 株式会社クボタ社外監査役(現任)

# 清稜監査法人組織図



※ 企業監査の審査に関する事項は品質管理委員会が直接担当します。



# 2.3 人的基盤

#### 2.3.1 採用方針

清稜監査法人では、人材採用の基本方針及び手続を定め、中長期的な人員計画に基づき、当監査法人の経営理 念を共有できる公認会計士を中途採用しています。

採用する人材に求められる要件は、監査業務において必要な監査品質の水準を確保できることを基本とし、秀でた専門能力及び監査実務の十分な経験ならびに職業倫理を兼ね備えた公認会計士です。

将来の法人運営に参画する人材の採用は、当監査法人が今後も社会の期待に応え続けるために最も重要な取り 組みであると考えます。

#### 2.3.2 教育訓練

清稜監査法人では、法人の社員・職員が、会計・監査を巡る論点及び知見を共有し、積極的に議論を行い、お互いを高めあう組織文化のもとで、業務に必要な研修メニューを受講できる体制を構築しています。具体的には、会計及び監査基準の改正時の社内研修、職業倫理研修、不正対応にかかる研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を法人の社員・職員にフィードバックする研修、最新のIT・テクノロジー情報の共有等の多様な学びの機会を提供し、教育訓練の場として活用しています。

能力開発規程に基づき専門要員が取得すべき単位数を定めて研修企画・実施・管理を行っています。具体的には、年度の研修カリキュラム又は研修計画を策定し、専門要員が受講すべき重要な研修の指定を行うとともに、専門要員が日本公認会計士協会の継続的専門能力開発(CPD)制度の履修必要単位を達成していることを確認しています。

重要な研修の指定は、日本公認会計士協会等外部開催の研修会やE-learning、所内では会計・監査上のトピックスを取り扱って機動的な研修会を法人内で企画・実施しています。

なお、当監査法人の監査業務に従事する公認会計士を含む専門要員については、CPD等の単位履修状況を管理 しており、年間40単位に満たない場合は、監査業務に従事させない方針を採用しています。

### 2.3.3 人事評価

職員の人事評価及び昇格については、監査の品質管理に重点を置き、監査・会計の知識・経験に加え、業界知 見及び課題解決能力の具備を重視しています。

職員の人事評価は、まず監査チームに属する業務執行社員が評価を行い、次に監査実施者評価委員会が当監査 法人の品質管理向上の観点から、評価結果を決定します。

各職員には、評価結果をフィードバックするとともに、給与や昇格(等)に反映させています。

社員の評価についても、複数の評価者による多面的な評価制度を導入し、監査品質、専門性、適性等の観点から評価を実施しています。

# 2.4 IT基盤

#### 2.4.1 監査調書の電子化及びITの活用

当監査法人は、数年前から監査調書の電子化を段階的に進めており、2023年4月1日以降開始事業年度からは全ての企業監査について電子調書への移行を完了しています。監査調書の電子化により、監査調書の事後的な修正・改竄を防止することはもちろん、監査責任者による監査調書の適時査閲や品質管理委員会による随時の監査調書のモニタリングを通じて監査品質の向上に役立てています。

クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等のIT基盤の整備により在宅勤務を含む リモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーション、随時の内部研修会の開催を 可能としています。監査手続においてもITの積極的な利用を図るため、マクロプログラミングによる業務の効率 化・深度化を図っており、より大量のデータを効率的に扱うためのCAATツールとしてACLを導入しています。 ITインフラへの投資額は、下表のとおりです。

	2023年8月期	2024年8月期
ITインフラへの投資額	7.6百万円	10.4百万円

## 2.4.2 情報セキュリティ対策

当監査法人は、監査業務を遂行するにあたって求められる守秘義務の大切さを認識し、適切な情報セキュリティ対策を行うことが重要であると考えています。そのため、情報セキュリティ対策に関して「清稜監査法人情報セキュリティ・ポリシー」、「清稜監査法人情報セキュリティ対策基準」を定め、継続的な研修を通じて全構成員に周知徹底を図るとともに、それらのルールが順守されていることについて定期的にモニタリングを行っています。また、業務で使用するPCにはセキュリティソフトウェアを導入することにより、保存される全てのデータが自動的に暗号化され、クラウドサーバーに保存される仕組みを採用し、情報の紛失や漏洩を未然に防止する体制を構築しています。さらに、ITに関する障害を適時に発見するためにIT資産管理ツールを導入し、ITシステムに関する通信記録の取得やモニタリングを実施しています。これらの情報管理の最終責任は会長が担っていますが、その実行・管理に当たっては品質管理員会に設置した情報セキュリティグループのメンバーが実施しています。

# 2.5 財務基盤

当監査法人は有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示に留まっていますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の2点について開示します。

### (1)報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

	2023年8月期	2024年8月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	5.8%	5.8%

## (2) 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

	2023年8月期	2024年8月期
自己資本比率	71.2%	69.1%

# 2.6 国際対応基盤

当監査法人における国際業務については、大手監査法人でグループ監査の業務経験が豊富なメンバーが中心となってクライアントの海外子会社関連業務を実施あるいはサポートしています。クライアントの海外子会社への往査は、各社の監査計画に従って、積極的に現地拠点に往査し、現地子会社等の理解を深めるとともに、十分なリスク評価を実施しています。

また、海外監査人とも海外拠点往査の際の直接訪問やテレビ会議の開催等により十分なコミュニケーションを 図っています。

# 3 非営利監査業務

当監査法人は、設立当初から、学校法人や社会福祉法人といった非営利分野の監査業務も実施しています。非 営利分野の会計・監査に精通したメンバーを多く擁し、高品質な監査サービスを提供できる体制を整えています。

# 学校法人

#### 私立学校振興助成法に基づく監査

経常的経費に対する補助金が一会計年度に1,000万円以上交付される学校法人は、私立学校振興助成法に基づく 外部監査を受ける必要があります。

当監査法人は、非営利法人の中でも特に学校法人の会計・監査に精通しています。全国の学校法人を対象に監査を実施していることに加え、日本公認会計士協会の学校法人委員会への参画や学校法人の会計・監査に関する研修会講師といった豊富な経験を有する社員・職員により、学校法人の特徴を踏まえた監査を実施しています。特に、都道府県知事所轄学校法人について多くの監査実績があり、これまで培ってきたノウハウにより、各都道府県の処理標準を踏まえた効率的かつ効果的な監査を実現しています。

また、私立学校法の改正により、令和7年度から私立学校法に基づく監査が制度化されるとともに、学校法人会計基準も改正されます。清稜監査法人では、これらの改正に関する情報収集に努めるとともに、制度改正に精通したメンバーによる寄附行為や経理規程の見直しに関するアドバイスを提供しています。

#### 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査

学校法人が大学や学部の新設等に伴う寄附行為等の認可申請を行う場合、財産目録の作成が求められており、 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類が求められています。

当監査法人は、私立学校振興助成法監査の関与先が多いことから、財産目録監査の監査実績も豊富です。

#### 子ども・子育て支援新制度における監査

認定こども園や施設型給付費を受ける幼稚園を設置している学校法人が外部監査を受ける場合、監査報酬の一部に対する補助として、外部監査費加算が給付されます。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、私学助成の交付対象外となった学校法人においても、ガバナンス強化のため、この制度を利用して外部監査を導入しているケースが増えています。

当監査法人は、子ども・子育て支援新制度に精通した社員・職員も多く、十分に制度を理解した上で監査業務を提供しています。

# 非営利監査業務

# 社会福祉法人

#### 社会福祉法に基づく外部監査

平成28年の社会福祉法改正により、平成29年4月1日以後に開始する会計年度から一定規模以上の社会福祉法人について会計監査人による外部監査が義務付けられました。社会福祉法施行令によると、現時点では、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人が外部監査の対象です。

当監査法人は、制度改正当初より社会福祉法人の外部監査を実施しています。また、自治体が実施する社会福祉法人に対する指導監査の補助者としての実績を積んだメンバーも擁しています。外部監査をはじめ、外部監査の受入体制の整備、内部統制構築支援等のサービスを提供しています。

### 子ども・子育て支援新制度における外部監査

上記の社会福祉法に基づく外部監査に限らず、認定こども園を設置する社会福祉法人が外部監査を受ける場合、 監査報酬の一部に対する補助として、外部監査費加算が給付されます。社会福祉法人のガバナンス強化のため、 この制度を利用して外部監査を導入しているケースが増えています。

当監査法人は、子ども・子育て支援新制度に精通した社員・職員も多く、十分に制度を理解した上で監査業務を提供しています。

# 医療法人

#### 医療法に基づく外部監査

平成27年の医療法改正により、平成29年4月2日以後に開始する会計年度から一定規模以上の医療法人について外部監査の実施及び医療法人会計基準の適用が義務付けられました。厚生労働省令で定める具体的な基準は次のとおりです。

- ・医療法人:貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上の法人
- ・社会医療法人:貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である法人又は社会医療法人債を発行している法人

当監査法人は、制度改正当初より医療法人及び社会医療法人の外部監査を実施しています。外部監査をはじめ、外部監査の受入体制の整備、内部統制構築支援、医療法人会計基準導入支援等のサービスを提供しています。

# 4

# 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」をいち早く採用しています。この度、組織改革として、経営評価委員会を新たに設置し、独立性を有する外部の第三者を招聘し、その知見の活用を通じて、監査法人の組織運営の透明を高めるべく取り組んでおります。

	要求事項	判定	当監査法人の状況
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保	し、資本	本市場の参加者等の保護を図り、もって
	国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。	これを	果たすため、監査法人は、法人の構成員
	による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発	揮させ	、会計監査の品質を組織として持続的
	に向上させるべきである。		
1 - 1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持		1.1 「代表メッセージ」
	続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその		2.2 「組織ガバナンス基盤」
	責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれ	0	
	ぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかに		
	すべきである。		
1 – 2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示す		1.1 「代表メッセージ」
	とともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明ら		1.2 「清稜監査法人の目指すところ
	かにすべきである。		行動指針」
1 – 3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業		2.1 「品質管理基盤」
	的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な	$\circ$	2.3.2 「教育訓練」
	動機付けを行うべきである。		2.3.3 「人事評価」
1 – 4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経		1.1 「代表メッセージ」
	験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を		2.1.3 「審査体制等」
	醸成すべきである。		2.2 「組織ガバナンス基盤」
			2.3.2 「教育訓練」
1 – 5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含		2.1.2 「職業倫理と独立性」
	む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。		
	また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、		
	人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性		
	の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにす		
	べきである。		
1 - 6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、		該当事項はありません。
	他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を		
	行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグ	_	
	ループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を		
	念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきで		
	<b>ある。</b>		
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体	の組織	的な運営を実現するため、実効的に経
	営(マネジメント)機能を発揮すべきである。		5000
2 - 1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的		2.2 「組織ガバナンス基盤」
	な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を		
	踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機		
0 0	能を確保すべきである。		
2 - 2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運		
	営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営におけ	_	
	る経営機関の役割を明らかにすべきである。		

	要求事項	判定	当監査法人の状況
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行	うため	の業務体制を整備すべきである。また、
	人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間にお	おいて	会計監査の品質の向上に向けた意見交
	換や議論を積極的に行うべきである。		
4 - 1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を		2.2 「組織ガバナンス基盤」
	適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場ま		
	で浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。ま		
	た、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換		
	や議論を積極的に行うべきである。		
4 - 2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家として		2.3 「人的基盤」
	の能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人		
	事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきであ		
	る。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮し		
	たかが十分に評価されるべきである。		
4 - 3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	_	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮		2.1.1 「職業倫理と独立性」
	できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人		2.2 「組織ガバナンス基盤」
	の構成員の配置が行われること		
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社		2.1.2 「職業倫理と独立性」
	等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経		
	験を獲得する機会が与えられること		
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適		2.3.3 「人事評価」
	正に評価し、計画的に活用すること		Est Land
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組む		2.3.2 「教育訓練」
	ことができる環境を整備すること		11 [//
4 - 4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監		1.1 「代表メッセージ」
	査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある 番目で探えるようという。 だまの 円間に かりなか だまへん		1.2 「清稜監査法人の目指すところ
	意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社		行動指針」
	との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を		
4 - 5	監重伝入は、内部及び外部が500地報に関する万町や于杭を 整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活		2.1.4 「 理報前及の利用 」
		$\circ$	
	用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念		
医肌点	することがないよう留意すべきである。 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者	生が湿	類切に評価できるとう 十分な透明性を
原則 5	確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組		
5 – 1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等		当「監査品質に関する報告書」におい
J 1	が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の		て説明しています。
	向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わ	0	C DU 10 C 1 - X 9 0
	かりやすく説明すべきである。		
5 – 2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、		
5 2	国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目につ	_	
	いて説明すべきである。		
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構		
	成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢		
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践す		1.1 「代表メッセージ」
	るための考え方や行動の指針		1.2 「清稜監査法人の目指すところ
			行動指針」

	要求事項	判定	当監査法人の状況
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品		1.2 「清稜監査法人の目指すところ
	質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質		行動指針」
	の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評		2.1.2 「職業倫理と独立性」
	価に資する情報		2.1.5 「定期的検証」
			2.2 「組織ガバナンス基盤」
			2.4 「IT基盤」
			2.5 「財務基盤」
	・監査法人における品質管理システムの状況	0	2.1 「品質管理基盤」
	・経営機関等の構成や役割	0	2.2 「組織ガバナンス基盤」
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選		同上
	任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方		
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置		2.1.2 「職業倫理と独立性」
	づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応		
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジー		2.2 「IT基盤」
	の進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の		
	実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、		
	不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。		
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確		2.4 「人的基盤」
	保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針		
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確	0	2.5 「財務基盤」
	保されている状況		
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	0	2.6 「国際対応基盤」
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向		監督・評価機関を含め、監査法人が行っ
	上に向けた取組みの実効性の評価		た、監査品質の向上に向けた取組みの
			実効性の評価」は当年度(2025年8月
			期)において実施しています。
5 – 3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法		
	人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行って	_	
	いる監査法人は、以下の項目について説明すべきである。		
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構		
	造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への	_	
	監査法人の参画状況		
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意		
	義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす	_	該当事項はありません。
	利点やリスクの概略を含む。)		
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバル		
	ネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減す	_	
	るための対応措置とその評価		
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及	_	
	ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要		

	要求事項	判定	当監査法人の状況
5 – 4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどにつ		・会計監査の品質の向上に向けた取組
	いて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積		みなどについて「監査品質に関する報
	極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関		告書」を用いて被監査会社に対して説
	の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきであ		明を行うとともに必要に応じて意見交
	<b>ప</b> 。		換を行っています。また、当監査法人の
			ホームページに「監査品質に関する報
			告書」を掲載しており、外部からの照会
			メールを受信する体制を整備していま
			す。また、経営評価委員たる独立性を有
			する第三者の知見を活用する体制を整
			備しています。
			・「被監査会社、株主、その他の資本市場
			の参加者等との積極的な意見交換の取
			組みについては、日本公認会計士協会
			の施策等を活用しつつ対応していま
			す。
5 - 5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた		当監査法人が実施する品質管理システ
	取組みの実効性を定期的に評価すべきである。		ムのモニタリングや監査業務の定期的
			検証を通じて監査品質の向上に向けた
		$\circ$	取組みの実効性は定期的に評価してい
			ます。なお、本原則の適用の状況の評価
			は、当年度(2025年8月期)において実
			施しています。
5 – 6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益		被監査会社との意見交換から得た有益
	な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な		な情報は組織的な運営の改善に向け活
	運営の改善に向け活用すべきである。		用しています。被監査会社以外の資本
			市場の参加者等との意見交換等の活用
		0	については、日本公認会計士協会の施
			策等を活用しつつ対応を検討していま
			す。なお、本原則の適用状況の評価結果
			の活用は当年度(2025年8月期)におい
			て実施しています。

